

個人課税が家計におよぼす影響の研究

— 団塊の世代の老後生活設計の視点から —

石原俊彦

I 団塊世代の現状と課題

1 団塊世代の老後生活設計の視点

少子と高齢化によって特徴づけられるわが国の人口構造は、日本経済に大きな影を落としている。バブル経済の崩壊以降、企業業績の数値に若干の好転の兆しが垣間見られるものの、国民の日常生活にゆとりや経済的な余裕が回復されるといった兆候はいまだほとんど認識できていない。

少子化は生産人口、すなわち、勤労者として税金を政府に納める納税者の相対的な減少を意味する。他方、高齢化は医療費や福祉関連費用の増大に直結することになる。これを家計で見れば、家計収入がなかなか伸びないにもかかわらず、医療費が増大することになり、政府や地方自治体の視点で見れば、歳入に占める税金の減少と歳出に占める民生等の福祉関連費用の増大になる。

今後、家計も政府の少子高齢化を契機として、財政的にも逼迫する事態を迎えることが明確に予想されるなか、行政と住民は一体となって、21世紀の日本的な社会システムを構築すべく英知を結集していかねばならないのである。この場合、住民には政府から「あれもこれも」の行政サービスの提供を受けようというような意識からの脱却が求められる。また、行政には限られた財源、すなわち税収を、住民の福利が最も高まるような行政サービスの提供、つまり、選択が求められることになる。

本稿の目的は、少子高齢化の進展というわが国の現状を踏まえ、21世紀のあるべき社会シ

テムを構築する時に、家計所得を対象とする所得税のあるべき姿を考察することにある。なかでも特に、まもなく高齢者の仲間入りをする団塊の世代に注目し、彼らが今後の老後の生活設計のなかで、所得税の視点からどのような配慮が必要であるかをあきらかにしたい。団塊世代は約800万人の人口が3年間に集約しており、団塊世代が65才や70才といった高齢に達した時点で、わが国の高齢化問題は一気に噴き出すと予想される。団塊の世代の注目することで、高齢化の問題と所得税のあるべき姿の問題を関連づけて、一つの解決方向（ベクトル）を住民のニーズから明らかにしようとするのが本稿の課題である。

2 団塊の世代とは

団塊の世代を定義することは比較的容易な作業である。ここでは、団塊世代の生活スタイルについて分析したごく最近の著書から、団塊世代の概要について、簡単に整理しておくことにする。

「団塊家族とは、団塊世代を中心に、団塊世代の子どもである団塊ジュニア、そして孫世代にあたる団塊グランドジュニアの三世代から成る家族のことである。

団塊世代（団塊の世代）とは、現経済企画庁長官の堺屋太一氏が、その人口の突出した多さに注目しネーミングしたもので、1947年から49年の3年間に生まれた世代を指す。この3年間は、各年の出生人口が250万人以上と飛びぬけており、総計は806万人に達する。団塊世代は積極的に時代をリードする役割を担い、全世代に大きな影響を与え続けてきた。

彼らは今、50歳という節目の年を迎えている。50代は、子育てもほぼ終わり、職業生活も終盤に近づき一人または夫婦だけの生活に入る人生の第3ステージの年代なのだ。

50歳以上の年齢層は今、マーケティングの世界でエルダー層と呼ばれ注目されている。まず人口の多さである。日本は世界の中でも際立った高齢者社会に突入した。2005年には、このエルダー層は成人人口の半分以上を占めることになる。エルダー層の市場規模は、日本の全家計消費163兆円のほぼ半分、80兆円あまりと推計される。従来、高齢者市場はオールドマーケットと呼ばれ、あまり注目を集めなかった。なぜなら彼らはその生活スタイルが慎ましかで、消費ももっぱら子や孫のためであり、自分のために消費することは少なかったからだ。しかし団塊世代は、「子に美田を残す」意識は低く、「自分の稼ぎは自分で使いきる」ことを肯定している世代である。この団塊世代がエルダー層のトップランナーとして登場したのである。積極的な団塊世代の意識と行動は、間違いなくエルダー層全体に大きな影響を与えられ、そのインパクトは計り知れない。我々が団塊世代に注目した理由が、これでおわかりいただけると思う。

団塊ジュニアの定義には諸説あるが、我々は団塊世代の子どもの年齢層の中で、人口が特に多く200万人の大台に乗った1971年から74年の4年間に生まれた世代と定義した。その出世時人口は816万人に達する。この団塊ジュニアは団塊世代と異なり、あまり積極的な行動はしない。背伸びせず、身の丈でいきる世代なのである。

しかし彼らも20代後半に入り、親元を離れて独立したり、結婚したりという人生の第2ステージを迎えている。それにとまって第2ステージ特有の消費が発生する。その上、彼らは、自分が主人公という行き方を当然とし、好きなことに投資を惜しまないという特性もある。また、彼らの生き方は、今の時代

と不思議にシンクロしている。そういった意味で、彼らにも上下の世代に影響を及ぼす層なのだ。そしてそろそろ、団塊グランチャ＝団塊ジュニアの子供達が登場してくる。団塊グランチャに対し、団塊世代と団塊ジュニアがどんな対応をするかも注目されるのである」(読売広告社・ハイライフ研究所『「団塊」家族』PHP研究所、1999年12月、1-3頁)。

団塊世代とその子供たちについての以上のような整理は、この問題に対する現状の最も常識的な内容を描写していると思われる。団塊世代の問題は、特定の年代に人口構成が著しく偏っている点と、彼らの生活様式がこれまでの高齢者とは異なったものになる可能性を示唆している点に求められる。個人課税である所得税の視点からは特に、後者に集約された生活様式、つまり、自分達の所得あるいは財産は今後、自分達のために消費してしまおうという点に注目しなければならない。

財産は子孫に残すものではなく自分達で使いきるという発想は、高齢者あるいは高齢者夫婦は、自分達の子どものしくは孫にできるだけ依存することなく、自分達の老後に対峙し、それに必要な資金は自分達の財産から充当するという発想に直結するのではなからうか。このことは、財産を子孫に残す代わりに、高齢者の面倒は子や孫が見るといった、これまでの発想を根本から覆すものである。

本当にこうしたことが言えるのか。本稿ではこうした点を、兵庫県芦屋市の芦屋税務署におけるヒアリング調査で確認した。IIにおいてはまず1で団塊世代に関する芦屋市の状況分析を整理し、それを検証する意味で実施したアンケート調査の結果を2でまとめることにする。

II 団塊世代の発想—兵庫県芦屋市における調査—

1 芦屋市による状況の分析¹⁾

芦屋市の人口構成(平成10年度)を年齢別に

みると、45～54才の16%という、いわゆる第1次ベビーブームで出生した団塊の世代といわれる層が、特に厚い人口構成となっている。しかも、昭和55年からの推移をみると、近年の出生減を反映して低年齢層のウェイトがさらに低下し、中高年齢層が徐々に増加し、65才以上の割合が18%となり、阪神間でもっとも高齢人口率の高い、高齢化社会に入っている。一方、段階の世代の子世代である団塊ジュニア層（20才代前半）も、全国的な傾向ほど顕著ではないが、前後の世代と比較して厚い構成となっている。

団塊の世代層は、今後10年間で高齢者の仲間入りをするようになる。一方、団塊ジュニア世代は、進学や就職、結婚を機に市外に流出する可能性が少なくない。したがって、豊かな経験と知識を培ってきた中高年齢層および高齢者をいかに地域で活かしていけるのか、次代を担う団塊ジュニア世代とその前後の層をいかに取り込んでいけるかが、芦屋市のまちづくりにおいて、非常に重要なポイントになっていくと予想される。そのためには行政として、活力ある人口構成バランスを計画的に維持していけるような施策の展開が必要になる。

団塊の世代の加齢に伴う高齢者の急増に備えて、医療や福祉の充実を図ることも重要ではあるが、それに先立つ課題として堅固で自己実現欲の高い高齢者への地域の対応が急がなければならない。つまり、高齢者の社会参加を促す取り組みが大切になってきているのである。本市には老後の生活設計に対する不安の少ない高齢者も多いものと推察されるが、特定地域での活力の低下や市全体としての交流やふれあいの不活発などにより、今後の市民活動や市行政を

進めていく上での問題も予想されている。また、今後は身近な場所での社会参加や医療・福祉施設サービスの充実という観点から、市民参加の場や施設整備について、市内地域にバランス良く配置することが難しくなると考えられる。

このような芦屋市の現状は、芦屋市というまちづくりを積極的に推進していく過程で、高齢者、特に団塊世代をどのようにしてそのプロセスに取り込むかを明確に意識している。芦屋市役所はこのことを今後、具体的に展開していくことになる。そこで重要なことは、対象とする団塊世代が構築していこうとする生活スタイルがどのようなものであるべきかという問題意識である。

2 芦屋税務署におけるアンケート調査²⁾

平成9年、10年、11年の所得税に関する確定申告業務が、芦屋税務署でも毎年2月上旬から3月15日（15日が週末の場合にはその翌平日まで）にかけて開催された。この3年間にランダムに、団塊世代（ただし、ここでは厳密に昭和47年から49年に生まれた人にアンケートの対象を限定することはできなかった。アンケートは各年度とも45才から50才の人を対象に行った）を20人ずつ抽出し、次のような質問を行った。

【質問1】 老後は配偶者もしくは自分一人の力で生活していこうと思われませんか。
「はい」もしくは「いいえ」で、ご回答下さい

【質問2】 所得税法を改正することができるとして、老後の生活設計を描く場合には、どのような改正があれば助かり

図表1 老後生活設計の視点から見た所得税法の課題

	質問1		質問2				
	はい	いいえ	①	②	③	④	⑤
平成9年	21	9	17	9	3	1	0
平成10年	17	13	15	10	5	0	0
平成11年	23	17	19	6	4	1	0

ますか。①人的控除、②公的年金所得控除、③医療費控除、④住宅取得ローン控除、⑤土地建物等の買替のうちから一つだけ選んで下さい。

調査結果の概要は図表1に示すとおりである。アンケートの場所が確定申告会場ということで、図表1は給与所得者のうち医療費控除等の申告がないサラリーマン（源泉徴収のみの給与所得者）を含めて対象にしたアンケートの結果ではない。しかし、人的控除と公的年金所得控除について、税制の優遇措置を求める傾向は明らかになっている。また、高級住宅地を抱える芦屋市を所轄する芦屋税務署（芦屋税務署は芦屋市と神戸市東灘区を所轄する）でのアンケート結果ではあるが、老後の生活設計を夫婦もしくは自分一人で行こうとする傾向も現れているのではなかろうか。

このアンケート結果から、本稿では、団塊世代は老後生活設計を自分達の自力で切り開いて行こうとする世代であり、そのための所得税の税制改正の課題として、人的控除や公的年金の所得控除を強く望んでいるという点に注目する。IVではこの人的控除の制度と公的年金の所得控除の仕組みを概観し、その後の検討における予備的考察として位置づけることにする。

Ⅲ 人的控除と公的年金所得控除

1 人的控除

所得税法において所得控除の対象になる人的控除には、納税者本人の基礎控除のほかに老年者控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、障害者控除などがある。これらの人的控除は、家計の構成員を控除の対象にしていることから、ある意味で非常に公平な控除の仕組みで

あり、政府は人的控除の仕組みを上手く活用することで、各家庭の生活に本当に必要な生活費にまで課税することなく、国民の生活を保証することが可能になる。

(1)基礎控除

納税者は、一律に基礎控除として38万円が所得から控除される。

(2)老年者控除

自己が老年者であるときは、50万円を所得から差し引くことができる。ここで老年者とは、所得を申告する年の12月31日現在、満65才以上で、合計所得の金額が1000万円以下の人をいう。

(3)配偶者控除

控除対象配偶者については、配偶者控除として次の金額を所得から差し引くことができる（図表2）。ここで控除対象配偶者とは、所得を計算する当該年の12月31日現在で生計を一にする人であって、その年中の合計所得金額が38万円以下である人をいう。なお、ここでは、法定の婚姻を届出を行っていない、いわゆる内縁の妻などは、たとえ家族手当が支給されている場合であっても、配偶者控除を受けることができない。また、老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうちその年の12月31日現在で満70歳以上の人をさす。

(4)配偶者特別控除

配偶者特別控除は実質的には配偶者控除とトータルで考慮することが望ましい控除で、配偶者控除と配偶者特別控除は、配偶者の所得の金額が141万円未満であれば、何らかの金額を納税者の所得の金額から控除する仕組みになってい

図表2 配偶者控除の適用額

	区 分	右記以外の場合	同居特別障害者に該当する場合
①	一般の控除対象配偶者	38万円	73万円
②	老人控除対象配偶者	48万円	83万円

図表 3 扶養控除の適用額

	区 分	右記以外の場合	同居特別障害者に該当
①	一般の扶養親族	38万円	73万円
②	特定扶養親族	58万円	93万円
③	老人扶養親族（同居老親以外）	48万円	83万円
④	老人扶養親族（同居老親等）	58万円	83万円

る。この141万円という金額は、「給与収入が課税対象にならない最高額＋配偶者控除＋配偶者特別控除最高額＝65＋38＋38＝141」で計算されている。なお、配偶者特別控除では、他の人の扶養親族とされている人、青色事業従事者で専従者給与の支払を受ける人、白色事業従事者に該当する人は、適用対象となる配偶者になることができない。また、控除を受けようとする人の合計所得金額が1000万円を超える場合にも、配偶者特別控除が適用されることはない。

(5)扶養控除

扶養親族については、扶養控除として1人につき図表の金額を所得から差し引くことができる（図表3）。ここで扶養親族とは、所得計算を行う年の12月31日現在で生計を一にする親族等を意味する。また、特定扶養親族とは、その年の12月31日現在で16才以上23才未満の人をいう。さらに、老人扶養親族とは、扶養親族のうちその年の12月31日現在で、満70才以上の人をいう。

(6)障害者控除

自己または控除対象配偶者や扶養親族のうち障害者があるときには、その障害者1名につき27万円、特別障害者があるときには特別障害者1名について40万円を所得から差し引くことが認められている。

2 公的年金等に係る雑所得の金額—公的年金の所得控除—

公的年金に係る雑所得の金額は、公的年金等控除額を控除した残高とされている。公的年金等の雑所得の計算に関連して注目すべきは、所得の申告を行う当該年の前年末までに満65才を迎えた人とそうでない人の間で、公的年金控除額の計算式が異なり、いわば現役世代に関しては、この控除額の金額が65才以上の人に比べて、かなり不利になっている。逆に、公的年金に関する所得控除は65才以上になると、非常に恵まれた配慮を受けることになる。例えば、公的年金の収入額が年間360万円の人の場合、65才以上だと公的年金の所得額は1,950千円であるのに対して、65才未満の場合には所得額は

図表 4 公的年金等に係る雑所得の速算表

年 齢 区 分	公的年金等の収入金額の合計額	割 合	控 除 額
65 歳 未 満 昭和10年1月 2日以後に生 まれた人	1,299,999円まで	—	700,000円（公的年金等の収入金額の合計額を限度とします。）
	1,300,000円から 4,099,999円まで	70%	375,000円
	4,100,000円から 7,699,999円まで	85	785,000円
	7,700,000円以上	95	1,555,000円
65 歳 以 上 昭和10年1月 1日以前に生 まれた人	2,599,999円まで	—	1,400,000円（公的年金等の収入金額の合計額を限度とします。）
	2,600,000円から 4,599,999円まで	75%	750,000円
	4,600,000円から 8,199,999円まで	85	1,210,000円
	8,200,000円以上	95	2,030,000円

2,325千円となる。その差額は375千円である。

高齢者が生活の糧とする収入は言うまでもなく公的年金である。公的年金に課税すること自体が問題となる場合もあるが、公的年金だけで生活している高齢者に対して、所得税課税上の配慮を行うことは時として非常に有効な手立てとなる。図表4に整理されている、現行の制度における課税の状況は、高齢者を公的年金のみで生活している人として、強く意識しているように思われる。

IV 個人課税が家計におよぼす影響の研究—団塊の世代の老後生活設計の視点から—

ここでは本稿のまとめとして、これまでの考察を踏まえ、個人課税が家計におよぼす悪影響を克服し、豊かなシルバーライフを高齢者が満喫できるようにするための所得税法上の改善課題を、団塊の世代の老後生活設計の視点で明らかにされたことに基づいて整理する。

1 人的控除

人的控除の問題は、課税の公平性の枠内でも生じる家計の個別事情を反映した不公平を緩和する機能を持っている。人的控除の制度、特に配偶者や扶養親族を対象にした人的控除が存在しなければ、大きな家族を持つ納税者が相対的な不利益を被ることになってしまうからである。このことは団塊の世代や高齢者の世代でも同じである。団塊世代は高齢者の仲間入りする直前にいるが、彼らは自分達の生活は自分達で切り開くという生活スタイルを選択し、それに対する備えを確実なものにしようとしている。

その彼らにとって重要なことは、老後の備えに有効に機能する所得税の課税方法の問題である。団塊の世代が高齢者になった場合でも、そのうちの何割かは自分達の両親を介護する可能性が高い。団塊の世代は子育てや住む場所の確保（自宅の取得とローンの返済）をすでに完了し、それらを生活のインフラにして、老後の生

活を送ろうとしている世代である。団塊世代が望む家計に対する課税は、生活している人の数に大きく配慮したものである。生活者が多ければ所得控除が大きくなり、老年者や障害者と同居している場合にはそれらをさらに考慮するといった、人的所得控除の充実が望まれているのである。

団塊世代は平穏な生活を営むのに必要な生活費は年金や貯蓄、若干の給与所得・雑所得等で確保する手立てをすでに確保していると考えられる。団塊の世代が恐れる一つは、そうした平穏な老後の生活設計で突然に生じる、同居親族等の介護等の問題である。こうした問題が家計に生じても、所得税でこれらの人々に対する手厚い配慮を所得控除にて行う課税制度に改めることで、団塊世代はじめ今後、老後の生活設計を展開しようとしている国民には、非常に大きな糧となる。

家計に対する課税には、こうした家計を取り巻く状況の変化に臨機に対応し、国民が安心して生活を送ることができるような安全弁として機能することも十分に配慮がなされていなければならない。ある税理士から「人的控除だけで所得税制を云々するのは短絡的であるが、所得者（納税者）が納得のゆく人的控除を検討してもらいたい。特定扶養親族に該当すれば、いわゆる「ブー太郎」でも58万円（11年からは63万円の予定）の控除が受けられる。そして被扶養者本人が100万円程度バイトをしても、給与所得控除や基礎控除があり課税されることはない。それに対して中学や高校を卒業し就業している所得者は、月10万円程度の給料でも課税されている（だからといって未成年者控除を創れと言っているのではない）少なくとも年齢ゆえの割増は理由のいかんを問わず廃止すべきであり、割増を政策の目的にするような所得税改正はやめてもらいたい³⁾」という指摘もあるように、所得税の人的控除の問題一つを捕えても、個人課税が家計におよぼす影響には不公平感が漂っている。これらを是正するとともに、是正の際に

は団塊の世代をはじめとする今後の高齢者が、安心して自力で生活を営んでいけるような発想を、課税当局はもたなければならない。それが「高齢化社会における税のあり方や所得者の一生を通じての税負担のあり方」⁴⁾なのである。

2 公的年金等の所得控除

今後ますます高齢化社会を迎えるわが国において、高齢者が自立して生活を送り、しかも自治会等の地域においても高齢者としての役割を果たして行くためには、高齢者が日常の生活費に困ることのないような課税方法が検討されなければならない。しかも生活費に関する安心感、目の前の安心感だけではなく、中長期の見通しを立てることができるような安心感でなければならない。

本稿では構成人口が非常に大きく、まもなく高齢者の仲間入りを果たしそうな年代として、1947年から49年に生まれた団塊の世代を対象に、高齢者の生活設計と所得税の課税について考えてきた。団塊の世代を強く意識した所得税の改正であるならば、まだ数年の時があり、今後の実現の可能性も非常に高いのではないかと考えたからである。

ところで、団塊世代の特徴は人口が多いということだけではなく、生活スタイルが、特に「子孫に美田を残さない」という点で、これまでの高齢者の生活スタイルとは相当に異なるところがあるという理解を、本稿では出発点としてきた。美田を残さないことで、団塊の世代は自身が高齢者になった時に、自助努力と自己責任で自分達の生活を営んでいこうとしているのである。このため、子育てや住宅ローンの返済をほぼ終えた団塊世代の貯蓄は、ストレートに自身の老後に備えた資金として整理することができよう。団塊世代はこの資金と、将来受給する公的年金等で、今後の生活を設計していると思われる。よって、民間企業等における定年退職年齢と公的年金等の支給年限が60才から65才に徐々に引き上げられるのに対応して、今後、

公的年金所得控除は、65才以上の高齢者に対して特に配慮したものでなければならない。もちろん、この場合でも、多額の配当所得、給与所得、事業所得等のある65才以上の高齢者については、公的年金の所得控除に、現在のような年齢区分による差別化ではなく、雑所得を除く給与、事業、配当所得の金額合計額に基づく差別化を行うべきである。例えば、この3つの所得金額200万円を超えるような高額所得者に対しては、公的年金の所得控除は適用しないといった、徴税方法を採用することも一考に値するのではないかと思われる。

一定の年齢を超える老年者に対しては、年金等の所得控除を厚くして年金だけで最低限の生活を保証する。そして、それを上回る収入を得ている高齢者に対する課税はさらに強化することが重要である。本稿では65才以上の高齢者に対して、公的年金の控除額の最低限度額を現行の140万円からさらに上に引き上げ、1の人的控除や社会保険料控除の金額を合計した所得控除の金額が、合計収入金額を通常は上回ることを提案する。こうした高齢者に対する実質課税額をゼロにすることが、団塊の世代をはじめとして今後まもなく高齢者の仲間入りをしそうな国民の希望であり、21世紀における日本的な社会システムのスケルトンなのである。

【注記】

- 1) ここでの説明は、『第3次芦屋市総合計画素案』（平成12年4月11日）9-12頁の内容に一部加筆・修正を施したものである。なお、筆者は平成12年4月まで、芦屋市総合計画素案作成部会アドバイザー会議委員を務めた。
- 2) 筆者は毎年芦屋税務署における確定申告の援助業務に関与している。ここではこの援助業務の際に、実際に芦屋税務署を訪問した納税者を対象にアンケート調査を実施した。税金に関するアンケート調査は、確定申告時のように納税者の税金に対する問題意識がきわめて高い時に行わなければ大きな意味はないというのが筆者の考えである。
- 3) 河野日佐子「人的所得控除を考える」『近畿税理

士会』第419号、1999年3月10日、5頁。
4)「同上稿」5頁。

【参考文献】

- 伊藤隆太郎「ポスト団塊の嘆き」『アエラ』2000年1月10日。
大阪国税局所得税課編『所得税の確定申告の手引き』（財）納税協会連合会、1999年。
加藤 寛監修『ライフデザイン白書1998-99』ライフデザイン研究所、1997年。
河野日佐子「人的所得控除を考える」『近畿税理士会』第419号、1999年3月10日。
自由国民社『知っておきたい暮らしの税金と確定申告』自由国民社、1999年。
寺島実郎『団塊の世代わが責任と使命一戦後なるものの再建一』P H P 研究所、1999年11月。
読売広告社・ハイライフ研究所『「団塊」家族』P H P 研究所、1999年12月。
ライフデザイン研究所『40代から考える自分の老後』すばる舎、1999年。